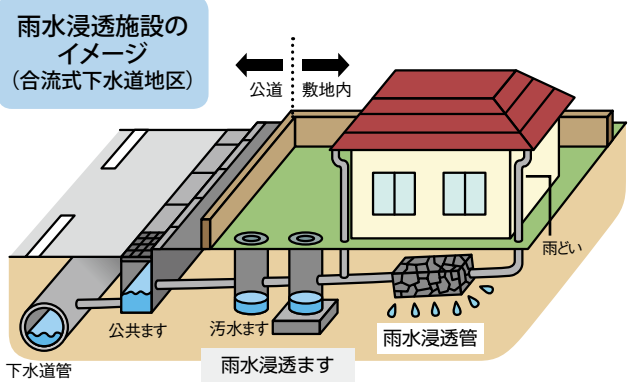


既存住宅に補助金を活用して 雨水浸透施設の設置を

市は、地下水の涵養による水循環の保全や道路冠水などの軽減のため、雨水浸透施設(浸透ます、浸透管。下イラストと写真参照)の設置を建物の新築や建て替え時にお願いしています。

また、既存住宅に雨水浸透施設を設置した個人を対象に補助金制度を設けています(上限20万円・付帯工事を含む)。なお、助成を受けるためには一定の条件があります。



工事費用(付帯工事を含む)20万円までは 全額補助対象です

雨水浸透施設の効果

- 地下水、湧水が豊かになります。
- 下水道施設の負担軽減につながります。

くわしくは、市ホームページ(右2次元コードからアクセス可)をご覧ください。
図下水道管理課排水設備係・内線2211



ご家庭の生活環境を守るために

排水設備(家庭排水)の詰まりや悪臭などの発生を防止して、生活環境を守りましょう。

気を付けるポイント

- 鍋や皿についた油污は、流す前に使い古しの紙類などで拭き取る
- 古い油は新聞紙などで吸い取るか、油を固める製品を利用し燃やせるごみとして出す
- 生ごみ、紙おむつ、衛生用品などは絶対に流さない
- ディスポーザ(生ごみ粉砕機)は市が認めたものの以外は使用しない

飲食店の衛生環境を守るために

飲食店の排水設備の詰まりや悪臭などの原因は、ラード(油脂分)等によるものが多いようです。グリーストラップ(阻集器)等の適正な管理で衛生環境を守りましょう。

気を付けるポイント

- グリーストラップの日々の点検・清掃と器具本体の清掃を定期的に行う
- ラードは日々の清掃でこまめに取り除く
- たまったごみやラードは必ず取り除き適正に処理をする

図下水道管理課排水設備係・内線2211

9月10日は下水道の日 やすらぎと快適な生活環境を支える下水道

お願い1 絶対に流さないで!

ガソリン、石油、シンナーなどを下水道管に流すと、爆発などの事故の原因になります。また、ペンキやワックスなどは下水をきれいにする微生物に悪影響を与えます。絶対に流さないでください。



お願い2 モルタルやコンクリートを流さないで



雨水ますや汚水ますにモルタルやコンクリートを捨てたり、コンクリートミキサー車やスコップ等を洗った水を流すなどの行為は法律で罰せられます。絶対にやめてください。(下水道法第45条第1項)

お願い3 違法な排水は微生物の敵

ラードや白濁水等の排水を下水道管へ流すことは、下水をきれいにする微生物に悪い影響を与える違法な行為です。

水をきれいに して多摩川に返しています

下水処理場では台所から流される洗剤や油分、トイレでの排泄物、お風呂から流されるシャンプーやリンス、工場で発生する工業排水、雨水などの下水を、微生物を用いてきれいにして多摩川に返しています。多量の洗剤や溶剤(シンナー等)はこの微生物たちに悪影響を与えます。洗剤の使い過ぎに注意してください。

お願い4 たばこの吸い殻を捨てないで

雨水ますは、ごみ箱ではありません。吸い殻を捨てると詰まりや火災の原因となるので、絶対にやめてください。
※条例により市内全域で公共の場所での歩きタバコやポイ捨ては禁止です。

マンホールトイレの設置

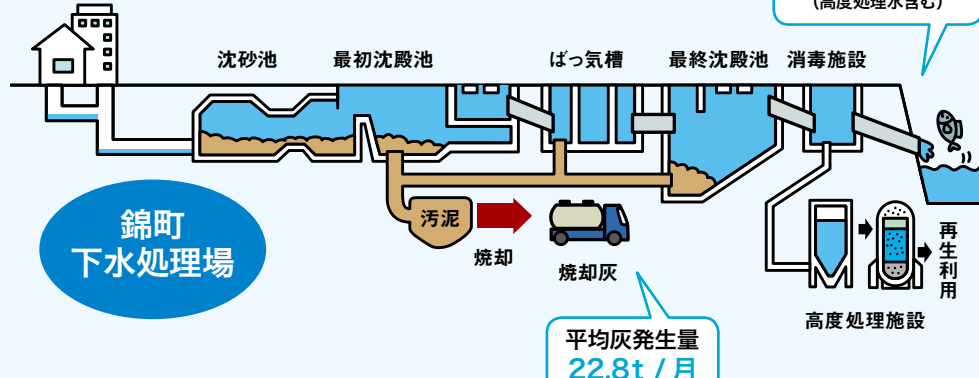
災害時に一次避難所となる市内小・中学校にマンホールトイレの設置を進めています。

お願い5 雨水ますの周囲はきれいに

雨水ますの上に落ち葉やごみなどがあると、台風や豪雨で道路に水があふれたり悪臭の原因になります。雨水ますの周囲をきれいにして被害を未然に防ぎましょう。

下水処理場のはたらき

錦町下水処理場では、おおむね市全体の半分の区域(単独処理区)の下水処理を担っており、流れてきた下水を約13時間(年平均)をかけて処理して多摩川へ放流します(右図)。その一部は高度処理し、根川緑道のせせらぎ用水や柴崎市民体育館の雑用水として再生利用しています。



市からのお知らせ

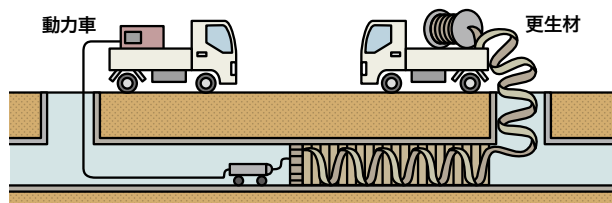
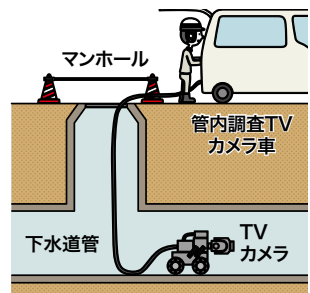
●単独処理から流域下水道へ

錦町下水処理場の老朽化への対応や下水の処理水質の向上(高度処理)のため、市全体のおおむね半分の区域(単独処理区)の下水処理を、錦町下水処理場から北多摩二号水再生センター(国立市泉1-24-32)に切り替える、流域下水道への編入事業を進めています。編入の開始時期は平成34年度を予定しています。

図下水道工務課流域編入係・内線2232

●下水道管の老朽化対策

埋設してから50年以上経過した管を中心に、調査を行っています(右イラスト参照)。この調査の結果をもとに下水道長寿命化計画を策定し、管の入れ替えや管更生(今ある管の内側に新たな管を作る工法・下イラスト参照)等の補修工事を行っていく予定です。



図下水道工務課計画係・内線2223

ご存じですか? 下水道使用料

●下水道使用料の計算方法

下水道使用料は、通常2か月ごとに水道の使用水量を計量するメータを検針し、その使用水量により算定しています(下表参照)。

●下水道料金の減免

次の方は申請により下水道使用料が減額もしくは免除されます▶全額免除▷生活扶助を受給している方▷東日本大震災で被災し、市内に在住している方(同居世帯も含む)▶基本料金免除▷児童扶養手当を受給している方▷身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1度・2度、精神障害者保健福祉手帳1級の方で、同居者全員が住民税非課税の世帯

下水道使用料速算式(2か月ごと)

※下記の計算式で、「ご使用量」ごとに下水道使用料(消費税込み)を算出できます。1円未満の端数は切り捨て。

ご使用量	計 算 式
0～ 20m³	1,060円×1.08
21～ 40m³	{(ご使用量－20m³)×75円＋1,060円}×1.08
41～ 100m³	{(ご使用量－40m³)×115円＋2,560円}×1.08
101～ 200m³	{(ご使用量－100m³)×150円＋9,460円}×1.08
201～ 400m³	{(ご使用量－200m³)×200円＋24,460円}×1.08
401～1,000m³	{(ご使用量－400m³)×245円＋64,460円}×1.08
1,001～2,000m³	{(ご使用量－1,000m³)×285円＋211,460円}×1.08
2,001m³以上	{(ご使用量－2,000m³)×325円＋496,460円}×1.08

井戸水、湧水、雨水を使用し下水へ排出する方は届け出を

井戸水、湧水(工事に伴う場合も含む)、雨水などを使用し、その汚水を公共下水道に流す場合は、下水道使用料の対象となり、公共下水道使用届の提出が必要です(立川市下水道条例第10条第1項)。届け出をしないで公共下水道に汚水を流した場合には罰則があります。

図下水道管理課庶務係・内線2200